

松田町公共施設利用予約システム利用規約

(目的)

第1条 この規約は、松田町公共施設利用予約システム（以下「本システム」といいます。）を利用して、松田町（以下「町」といいます。）が管理する公共施設の利用申込等手続を行うために必要な事項について定めるものです。

(利用規約の同意)

第2条 本システムを利用して施設の利用申込等手続を行うためには、本規約に同意していただくことが必要です。このことを前提に、町は本システムによるサービスを提供します。本システムの利用者登録をされた方は、本規約に同意したものとみなします。何らかの理由により本規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことはできません。

(用語の定義)

第3条 本規約において使用する用語の意義は、次の各号のとおりとします。

- (1) 施設 本システムにより利用申込等手続を行う対象となる施設をいいます。
- (2) 利用者 本システムのサービスを受ける個人または団体をいいます。
- (3) カード番号 利用者カードに記載された、利用者カードを一意に識別する番号をいいます。
- (4) パスワード 本システムの本人認証に用いる、パスワードおよび暗証番号をいいます。
- (5) コールセンター 利用者からの本システム利用上の問合せの受付および回答を行う機関をいいます。
- (6) 利用申込等手続 利用の申込と取消等と空き情報の照会をいいます。

(利用者登録の申請)

第4条 本システムの利用を希望する個人または団体は、利用する施設の窓口へ本人（団体の場合は連絡者本人）確認のできる書類等（学生証、運転免許証、住民基本台帳カードなど）を提示のうえ、松田町公共施設利用予約システム利用者登録申請書（以下「登録申請書」といいます。）（様式1）を提出するものとします。

(利用者カードの発行等)

第5条 町は、施設の窓口において、前条により提出のあった登録申請書の申請内容について審査を行い、利用者として承認する場合は、公共施設利用予約システム利用者カード（以下「利用者カード」といいます。）（様式2）および

公共施設利用予約システム利用者登録書（以下「利用者登録書」といいます。）（様式3（個人用）、様式4（団体用））を発行するとともに、登録申請書の申請内容およびカード番号をシステムに登録します。

2 利用者は、町が発行した利用者カードおよび利用者登録書を次の各号に注意して取り扱うものとします。

- (1) 利用者は、利用者カードを受領した場合は、直ちに利用者カードの所定欄に署名（団体の場合は団体名を記入）してください。
- (2) 利用者は、利用者カードおよび利用者登録書を慎重に取り扱い、破損、紛失、盗難等のないよう適切に使用し、管理してください。
- (3) 利用者は、施設を利用するときは必ず利用者カードを窓口に提示してください。
- (4) 利用者カードは、登録した個人または団体以外は使用できません。また、利用者カードは、他人にこれを譲渡し、または貸与することはできません。

（カード番号・パスワードの利用・管理）

第6条 利用者は、本システムの利用にあつては、カード番号・パスワードを本システムに入力することにより、利用申込等の手続きを行うことができます。

2 本システムを利用するためのカード番号およびパスワードは非常に大切なものです。次の点に注意して利用者の責任において厳重に管理してください。

- (1) カード番号およびパスワードは他人に知られないように管理してください。
- (2) パスワードは定期的に変更し、第三者への漏洩防止に努めてください。
- (3) 他人からのパスワードなどの照会には応じないでください。町およびコールセンターからパスワードを電話等でお問合せすることはありません。
- (4) パスワードを忘失した場合は、速やかにコールセンターに連絡し、その指示に従ってください。

3 町は、これら厳重に管理されたカード番号・パスワードにより行われた手続きについては、本人により行われたものとみなします。

（利用者カードの紛失、盗難）

第7条 利用者は、利用者カードおよび利用者登録書の紛失または盗難があった場合は、直ちにその旨を利用者登録の手続きを行った施設に連絡するものとします。

（利用者カードの再発行）

第8条 利用者カードは、再発行しないものとします。

2 利用者は、利用者カードを紛失、または著しくき損した場合は、新たに利用者登録の申請を行い、利用者カードの発行を受けるものとします。

(利用者登録の変更)

第9条 利用者は、申請した利用者登録の内容に変更が生じた場合は、利用する施設の窓口へ遅滞なく変更内容が確認できる書類等（学生証、運転免許証、住民基本台帳カードなど）を提示のうえ、利用者カードとともに登録申請書を提出して、利用者登録の変更を行うものとします。

(利用者登録の期間)

第10条 利用者登録の申請がされ、町が利用者と認めた日を登録日とし、登録日から5年間を登録期間とします。

2 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に1回以上の利用があり、町が認めた場合は、引き続き5年間を登録期間とします。

3 登録期間を経過した時点で、経過した登録期間中に利用がなかった場合は、登録の抹消をする場合があります。

(利用者登録の抹消)

第11条 町は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、利用者登録を抹消するものとします。

- (1) 虚偽の申請をした場合
- (2) 利用者が登録廃止の申請をした場合
- (3) 施設の管理に関する法規等または本規約に重大な違反をした場合
- (4) 利用者の所在が不明かつ連絡不能となった場合
- (5) その他利用者として不相当と認めた場合

2 利用者は、第1項第2号の申請をする場合は、利用者カードを施設の窓口に返却するものとします。

(施設及び利用方法)

第12条 本システムにより利用申込等手続を行う対象となる施設および利用申込等手続の具体的な方法については、町が別に定めるものとします。

(利用時間)

第13条 本システムの利用時間は、次のとおりとします。

- (1) 利用の申込と取消等 5時から24時
- (2) 空き情報の照会 原則24時間

ただし、緊急の保守・点検を行う場合、本システムの一部または全部を停止す

ることがあります。本システムの運用停止を行う場合は、本システムのトップページで事前にお知らせしますが、町が特に必要と認める場合には、予告なしに停止することがあります。

(利用者問合せ対応)

第14条 本システムの利用上の問合せは、コールセンターにて次のとおり対応します。

(1) 電話による対応 9時00分から17時00分

ナビダイヤル 0570-01-1153

ただし、土曜、日曜、祝日、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までを除く平日のみの対応とします。

(2) FAXによる対応 原則24時間受付

FAX番号 03-5441-6092

ただし、回答については第1号の対応時間と同様とします。

(3) 問合せフォームによる対応 原則24時間受付

施設予約システムトップ画面、共同運営サービストップ画面からリンクされています。

ただし、回答については第1号の対応時間と同様とします。

(利用環境)

第15条 本システムは、次の環境で利用することとします。

(1) インターネットに接続できる電子計算機

(2) 施設の窓口に設置するタッチパネル式窓口端末

(3) インターネットでSSL通信ができるNTTdocomo、au、Softbankの各社ほとんどの携帯電話

(4) トーン信号を送信できる電話

(随時予約申込件数の制限)

第16条 利用者が1箇月に随時予約申込できる件数の上限は、対象となる施設全体で10件とします。

(予約取消の受付期限)

第17条 利用者からの予約取消の受付期限は、松田町民文化センター大ホール、リハーサル室および松田町立公民館展示ホールについては、利用日の10日前とします。また、それ以外の室場については、利用日の3日前とします。

2 利用者は、前項の受付期限を過ぎて予約取消を行おうとする場合は、利用する施設にその旨を申し出ることとします。

3 町は、前項の場合および利用者が予約取消を行わずに施設を利用しなか

った場合は、本システムの利用を制限することがあります。

(障害時の措置)

第18条 本システムが障害等により利用できなくなった場合は、速やかにコールセンターにご連絡いただけるようお願いいたします。

(禁止事項)

第19条 本システムの利用にあたっては、次の各号に掲げる行為を禁止します。

- (1) 本システムを利用申込等手続以外の目的で利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理および運営を故意に妨害すること。
- (4) 本システムに対し、ウィルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 他人のカード番号、パスワード等を不正に使用すること。
- (6) 上記のほか法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止事項に対する防御措置)

第20条 町は、本システムに対し、前条各号のいずれかに該当する行為が明らか
な場合または該当する行為があると疑うに足る相当な理由がある場合は、利
用者から収集した情報の抹消、本システムによるサービスの停止等必要な措置
を行うことができるものとします。

(免責事項)

第21条 町は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害
および利用者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。

2 町は、本システムの運用の停止、中止、中断等により発生した利用者の損
害について一切の責任を負いません。

(著作権)

第22条 本システムに含まれているプログラムその他著作物に関する著作権は、
日本国の著作権法によって保護されています。本システムに含まれているプロ
グラムその他著作物の修正、複製、改ざん、販売等の行為を禁止します。

(本システムへのリンク)

第23条 本システムへのリンク設定は、(<https://yoyaku.asp-e-kanagawa.lg.jp/>) をお願いいたします。

また、フレーム内に取り込む形でのリンクはご遠慮ください。なお、ページの
構成変更等によりリンクがとぎれることがありますので、ご了承ください。

(個人情報保護)

第24条 利用者の申請に基づく個人情報について、町は本来の目的以外に使用せず、その管理に十分な注意を払うものとします。

(準拠法および管轄)

第25条 本規約は日本国法に準拠するものとします。また、本システムの利用または本規約に関して利用者と町の間を生ずるすべての紛争については、本町を管轄する裁判所といたします。

(利用規約の変更)

第26条 町は、必要があると認めるときは、利用者への事前の通知を行うことなく、本規約を変更することができるものとします。

2 利用者は、利用の都度、本規約を確認することとし、本規約変更後に本システムを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

附則

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成25年8月15日から施行する。